

兵庫県立湊川高等学校いじめ防止基本方針

1 本校のいじめ防止基本方針について

いじめは、人として決して許されない人権を侵害する行為であり、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るという認識のもと、学校や家庭、地域社会、関係機関が連携しながら取り組まなければならない問題であるとする。定時制高校においては、特に職場との連携も視野に入れながら取り組む必要がある。

ここに、生徒が安心して充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止に向け、ネットいじめへの対応の充実等、県が新たに示した改定の要点を踏まえながら日常の指導体制を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取り組みを定めた「学校いじめ防止基本方針」を制定する。

2 基本的な考え方について

本校は、創立 90 年を迎えた伝統と歴史のある定時制高校である。神戸市長田区に位置し、地域に愛され地域に育まれながら成長してきた歴史がある。

本校は、学校の活性化と同時に地域との信頼関係を確立するために地域と連携し、生徒の社会性と規範意識を高めることを目的とした実践を行ってきた。8 月の「新湊川七夕灯籠流し」、1 月の「1.17KOBE に灯りを in ながた」等のボランティア活動に参加し、地域交流を積極的に進める教育活動に取り組んでいる。

いじめについては、拡散するネットいじめへの対応も視野に入れながら「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、学校・家庭・地域が連携した指導体制を構築しいじめ防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応について

(1) 日常の指導体制

① 校内指導体制及び関係機関との連携

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対応の校内組織として「いじめ対応チーム」を置く。校長・教頭・生徒指導部・教務部・学年・養護教諭に、キャンパスカウンセラー等を加え構成し、連携する関係機関については別に定める。

(別紙 1 校内指導体制及び関係機関)

② いじめ早期発見の取り組み

いじめは教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化・深刻化していくことを踏まえ、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見するため、チェックリストを別に定める。また、各学期毎に記名・無記名を織り交ぜた形式でアンケートを実施し、いじめ早期発見に役立てる。

(別紙 2 いじめ早期発見のチェックリスト)

③ 基本方針に基づく取り組みの点検・評価

- ・ 校内においては、年度末に職員会議等において、いじめに関する取り組みを総括し、出された意見等を次年度の活動に反映させる。
- ・ いじめに関する取り組みを学校評価に位置付け、さらに、年 2 回実施する学校評議員会において報告し、出された意見等を以降の活動に反映させる。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、家庭・地域との連携を図り学校の教育活動全体を通じていじめ未然防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的にとり行うため、包括的な取り組みの方針、いじめ未然防止のための具体的な取り組み、早期発見のあり方、いじめへの対応に関わる教職員の資質・能力向上を図る研修等、年間の指導計画を別に定める。(別紙 4 いじめ防止年間指導計画)

なお、校内研修については、「いじめ未然防止プログラム」等を活用しながら、教職員のいじめの認知や対応能力の向上を図る。

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめが疑われる情報を得た場合や、いじめを認知した場合は、速やかに情報の収集と記録、職員間での情報の共有、いじめの事実確認を行い、いじめが認められた場合は、家庭・地域と連携し、いじめの早期解決を図るとともに、学級担任等が問題を抱えこまないよう組織的な対応を別に定める。

(別紙 5 緊急時の組織的対応)

4 いじめへの対応について

(1) いじめの未然防止

教育活動	目的	湊川高の具体的な取り組み
学習指導	□個々の学力に応じた指導	●習熟度別授業 ●学習支援サポーターによる支援
	□個々の状況に配慮した指導	●面談 ●年配生徒への配慮
特別活動、 道徳教育	□個々のコミュニケーション力の育成 □規範意識・帰属意識を高める集団づくり □当事者の立場に立って他者を自分と同じく尊重する精神の育成 □自己有用感・自己肯定感の育成	●各学校行事 ●ロング・ホームルーム ●生活体験発表会 ●交通安全講習会 ●認定NPO法人D×Pによる「クレッシェント・プログラム」 ●体験活動・ボランティア活動の充実
教育相談	□ストレスの解消とこころのケア	●教育相談の充実 ●スクールカウンセラーとの連携
人権教育	□人権意識の高揚	●人権映画鑑賞会 ●人権講演会
情報教育	□情報モラルの向上	●教科「情報」におけるモラル教育の充実 ●サイバー犯罪被害防止教室
職員研修	□職員の対応スキルの向上	●職員会議 ●職員研修会 ●有識者による講演 ●SSWによる職員研修
保護者との連携	□いじめ防止に向けた啓発	●入学説明会での周知 ●学校だより等通信物の発行 ●ホームページに基本方針や取り組み等を掲載 ●三者面談
地域との連携	□地域との交流・相互理解	●地域クリーン作戦 ●地域公開授業(ふれあい書道) ●ふれあい育児体験 ●地域交流学習会
職場との連携	□職場(アルバイト先)との連携・信頼醸成	●担任による職場の把握(必要に応じて職場訪問)

(2) いじめの早期発見

教育活動	目的	湊川高の具体的な対応
いじめ発見時の緊急対応	□いじめを発見した場合の対応	●行為をすぐに止めさせる ●いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保 ●いじめ対応チームへの連絡と管理職への報告 ●いじめ対応チームの招集 ●実態の正確な把握と情報の共有 ●指導体制・方針の決定
早期発見の 為の手立て	□相談体制の整備	●相談窓口の設置・周知(担任や教育相談委員、養護教諭による面談の実施)
	□定期的調査の実施	●いじめアンケートの実施・点検(毎学期に実施) ●いじめ対応チーム会議(定期実施)での情報交換
	□情報の共有	●報告経路の明示、報告の徹底(打ち合わせ会や職員会議等での情報共有) ●教育相談委員会 ●進級時の引継ぎ(要配慮生徒の実態把握、養護教諭からの面談報告)

(3) いじめの早期対応（いじめ対応チームによる組織的対応）

教育活動	目的	湊川高の具体的な対応
生徒への対応	□いじめられている生徒への対応	●事実確認とともに心情を受け入れて共感し心の安定を図る ●「最後まで守ること」「秘密を守ること」を伝える ●学校全体で組織的に解決していく姿勢を伝える ●自信を持たせる言葉をかける等、自尊感情を高めるように配慮する
	□いじめた生徒への対応	●いじめた気持ちや状況を十分に聞き取り背景にも目を向けて指導する ●孤立感・疎外感を与えないよう教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる
	□いじめを傍観している生徒への対応	●学級・学年・学校全体の問題として考え、傍観者から抑止する仲裁者への転換を促す ●「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す ●はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定することを理解させる ●いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する ●いじめに関するマスコミ報道や体験事例等をもとに話し合いをさせて、自分たちの問題として意識させる
保護者への対応	□いじめられている側	●発見した当日に家庭訪問等で面談し、事実関係を伝える ●学校の指導方針を伝え、今後の対応を協議する ●保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める ●継続して連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える ●家庭での子供の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える
	□いじめている側	●正確な事実関係を説明し、いじめられた側の辛く悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える ●「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する ●子どもの変容を図るために今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする
関係機関との連携	□教育委員会との連携 □警察との連携 □福祉関係との連携 □医療機関との連携 □職場との連携	●速やかに教育委員会に報告し、問題の解決に向けて必要な支援を受ける ●解決が困難な事案については、教育委員会が主導し、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す ●地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催し、相互協力する体制を整えておく ●暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。また、生徒の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する ●いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや福祉事務所、民生委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する

(4) 継続した指導

- ・いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談・日記・手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

(5) いじめの解消

いじめが解消したと認めうる要件として、以下の2点を目途とする。

- ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。その際、被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認を行う。

(6) 特に配慮を要する生徒への対応について

- ・発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別的教育支援計画や個別の指導計画等を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・外国籍の生徒、外国籍の保護者等、外国につながる生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応について

(1) 情報モラル教育の充実と教職員の指導力向上

- ・教科「情報」において、ネットモラルに関する教育を充実する。
- ・生徒指導の連絡協議会等で得られたネットいじめに関する情報を、打ち合わせ等で職員に周知するとともに、いじめに関する指導に生かす。

(2) 生徒が自ら考え実行するいじめ防止の活動やスマートフォン・携帯電話の使用等のルール作り

- ・ネットに関するアンケートを活用しながら、ネットマナーの向上を図る。
- ・授業や考査でのスマートフォン等通信機器の使用の禁止を徹底する。

(3) 警察等の専門機関と連携した指導や対応

- ・県警本部サイバー犯罪対策室等より講師を招聘し、生徒・職員向けの講演会を行う。

(4) 保護者に対する、インターネット利用に伴う危険性、健全な判断能力育成を図る責務等の周知

- ・学校だよりや三者面談等を通じて、保護者にネットマナーの大切さについて啓発する。

6 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に着手する。

また、生徒や保護者からいじめを受け重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し学校が主体となって、いじめ対応チーム（緊急対応会議）に心理や福祉の外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し事態の解決に向けて対応する。

7 その他の事項について

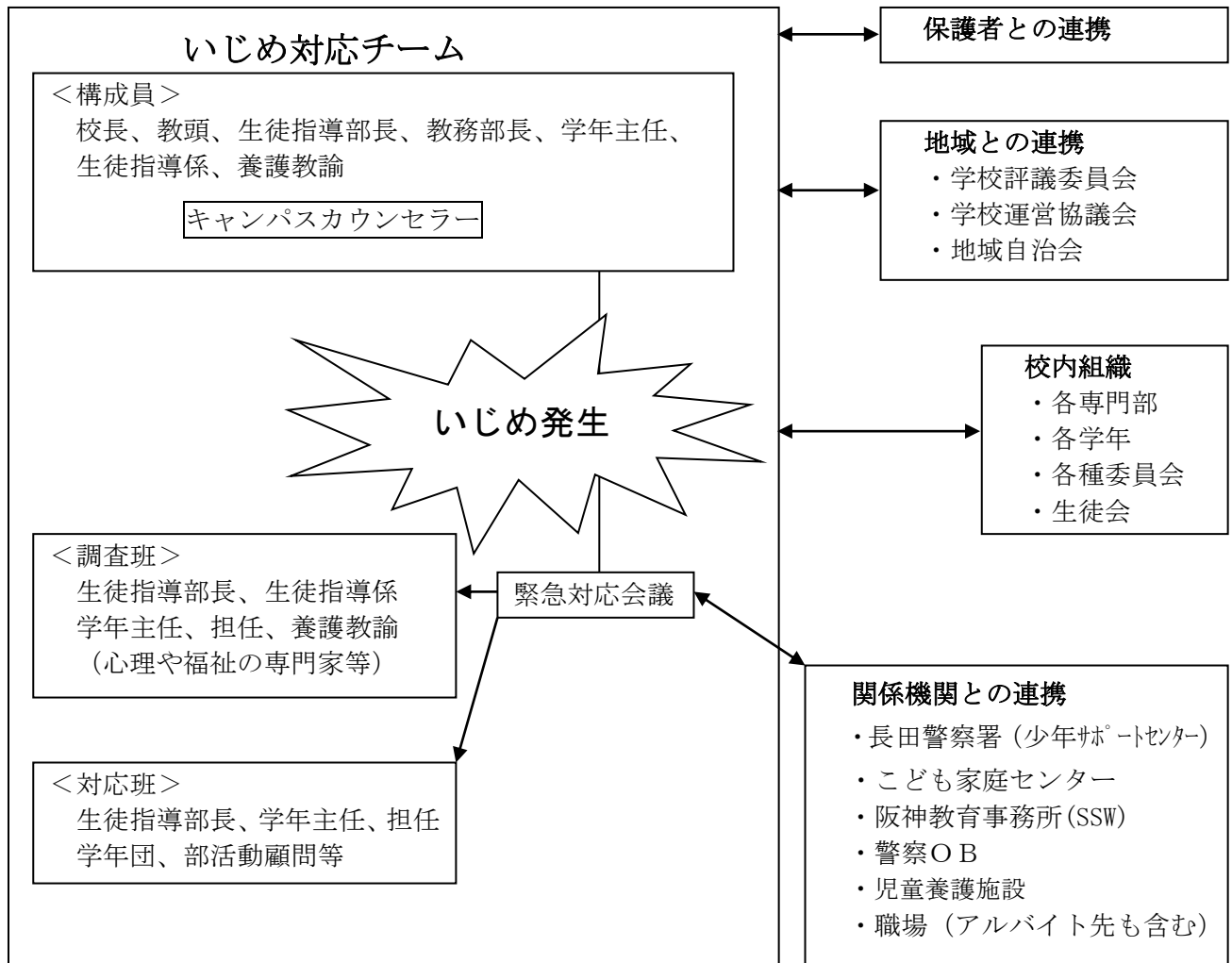
誰からも信頼される高校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域の状況を踏まえた学校の基本方針になるよう、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

なお、教職員による対応状況を常に点検するため、『教職員のいじめ対応チェックリスト』を活用する。

(別紙3 教職員のいじめ対応チェックリスト)

校内指導体制及び関係機関



※「いじめ対応チーム」は、定期的に情報交換も行う。

※調査班は、事実確認・報告資料の作成等を行う。

※対応班は、いじめに関係した生徒・保護者等に対する指導・支援を行う

いじめ早期発見のチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

記入日 年 月 日 ()

- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- ☐ グループ分けをすると特定の生徒が残る
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 授業中、教職員に見えないようにスマートフォンを触ってSNS等をしている

いじめられている生徒

◎日常の行動・表情の様子

- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

◎ 授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

◎ 給食時

- ☐ 急にひとりで給食を食べるようになった
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 好きな物を他の生徒にあげる

◎ 職場(職場に関する聞き取り)

- ☐ 休みがちである
- ☐ 仕事でもイライラしている
- ☐ 何か元気がない
- ☐ 学校に行くことを渋る

◎ その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある
- ☐ いつも付き人のように強い者に付き添い行動している

いじめている生徒

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない

※なお、チェックリストについては、状況を見ながら適宜改善し活用する。

教職員のいじめ対応チェックリスト

1 生徒の変化を見逃さないために

記入日 年 月 日 ()

〔自身の行動〕

- ☐ 生徒へ積極的にあいさつをしている
- ☐ 生徒の顔を見ながら出席確認をしている
- ☐ 提出物・授業の紙ファイル等を確認している
- ☐ 授業において生徒同士の話し合いの場づくりを心がけている
- ☐ 給食指導時には生徒たちと一緒にしている
- ☐ 休み時間、給食指導等に声かけや観察をしている

〔情報共有〕

- ☐ 生徒の話題を日常的に職員室で取り上げている
- ☐ 気になる生徒の情報を職員室で共有している
- ☐ 養護教諭と情報共有をしている
- ☐ キャンパスカウンセラーと情報共有をしている
- ☐ いじめに関するニュースや研修した内容等を、教職員同士で伝え合っている

〔生徒・保護者への対応〕

- ☐ 生徒の体調（腹痛や頭痛等）に気を配っている
- ☐ 生徒の服装の汚れや破れ等に気を配っている
- ☐ 生徒の間で自尊心を傷つける表現がないか気を配っている
- ☐ 生徒の不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している
- ☐ 生徒の給食の食べ残しに気を配っている
- ☐ 教室の生徒のロッカーや机の中を確認している
- ☐ 生徒の学校での取り組みや様子を伝える通信づくりをしている
- ☐ 気になる生徒の家庭への連絡や家庭訪問をしている

2 適切ないじめ対応のために

〔自身の行動〕

- ☐ 自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解している
- ☐ 「いじめ防止対策推進法」の定義に基づき、いじめられている生徒の心情に寄り添って、いじめを認知しようとしている
- ☐ いじめアンケートから明らかになったいじめに関する情報を把握している
- ☐ 自校でいじめの防止等のために行っている校内研修やOJT等の内容を日常の指導に活かしている

〔情報共有〕

- ☐ 校内いじめ対応チームのメンバーを知っている
- ☐ 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を築いている
- ☐ 生徒の気になる様子を見聞きしたら、どんな小さなことでも学年職員や管理職等に報告している
- ☐ 少しでもいじめが疑われたら、校内いじめ対応チームに報告している
- ☐ いじめアンケートの回答はその日のうちに確認し、他の教職員と情報共有している

〔生徒・保護者への対応〕

- ☐ 生徒に対し、いじめは絶対に許せない行為であることを、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等を通して、計画的に指導している
- ☐ 生徒に対し、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせず、必ず教職員に伝えるよう指導している
- ☐ 生徒や保護者に対し、授業、保護者会、学校便りなどの多様な機会を活用し、いじめ防止のための取組を伝えている
- ☐ 生徒や保護者に対し、いじめ等についての相談は学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えている
- ☐ 生徒や保護者に対し、いじめアンケートの結果について必ずフィードバックしている

3 管理職としての校内体制づくりのために

〔日々の体制〕

- ☐ 学校いじめ防止基本方針を、職員会議等で共通理解している
- ☐ 日頃から教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい風通しの良い環境づくりに努めている
- ☐ いじめ発見の情報がすぐに管理職まで届くような体制づくりをしている
- ☐ いじめアンケートの結果がすぐに管理職へ報告されるような体制づくりをしている
- ☐ いじめアンケートの項目や実施方法について、校内いじめ対応チームで検討している

〔計画的実施〕

- ☐ 校内いじめ対応チームの会議を定期的の実施している
- ☐ いじめ対応マニュアルを用いて職員研修を実施している
- ☐ いじめ問題に対して、地域・関係機関等との積極的な情報交換・連携ができるように働きかけている

〔年度毎の点検・評価〕

- ☐ 学校いじめ防止基本方針を学校ＨＰに掲載するとともに、保護者・地域や生徒へ説明し、意見を募っている
- ☐ いじめ問題に対する取組状況について、学校評価の項目の中に取り入れ、点検・評価し、必要に応じて改善している
- ☐ 学校いじめ防止基本方針を見直し、必要に応じて改定している

※なお、チェックリストについては、状況を見ながら適宜改善し活用する。

いじめ防止年間指導計画

月	取 り 組 み	内 容
4	入学時面談 生徒情報交換会（第1回）	新入生を対象に面談 新入生を中心に生徒情報を交換
5		
6	CoCoLo-34アンケート（第1回） 生徒情報交換会（第2回）	教職員のいじめ対応チェックリストの実施(第1回)
7	生活実態・いじめアンケート（第1回） いじめ対応チーム会議（第1回） 学校評議員会（第1回）	アンケート結果を踏まえて実施 いじめに関する取り組みを報告
8	地域交流学習会 ボランティア活動 ふれあい育児体験 いじめに関する職員研修	新湊川七夕灯籠流し 保育所と連携した育児体験 SSWによる研修
9	生徒情報交換会（第3回）	
10	生徒情報交換会（第4回）	
11	CoCoLo-34アンケート（第2回） 生徒情報交換会（第5回） いじめ対応チーム会議（第2回）	高校生心のサポートシステムのアンケート
12	生活実態・いじめアンケート（第2回） いじめ対応チーム会議（第3回） 体験活動 生徒情報交換会（第6回）	教職員のいじめ対応チェックリストの実施(第2回) アンケート結果を踏まえて実施 地域クリーン作戦
1	ボランティア活動 生活実態・いじめアンケート（第3回） 生徒情報交換会（第7回） 学校評議員会（第2回）	1. 17K0BEに灯りをinながた いじめに関する取り組みを報告
2	いじめ対応チーム会議（第4回）	アンケート結果を踏まえて実施
3	職員研修	職員会議で年間の取り組みを報告
備考	- 生活実態・いじめアンケートを各学期に実施する。（記名式・無記名式を併用） - 高校生心のサポートシステムに係るCoCoLo-34アンケートを年2回実施し、課題解決に向けたホームルーム等を行う。 - いじめに関する外部の研修の成果を、職員会議や打合わせ等を利用して職員に周知する。 - 外部講師を招いて、いじめに関わる職員・生徒対象の研修会・講演会を実施する。	

